

文部科学省よりさいたま市教育委員会を通して保護者の皆様に周知依頼がありましたのでお知らせします。

以下転送=====

厚生労働省においては、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの支援金を創設し、令和2年3月18日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において申請書を受け付けているところです。

この支援金については、小学校等の臨時休業等に伴い、就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に、一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に、就業できなかった日について1日当たり定額（4,100円）を支給するものです。

今般、この支援金については、令和2年3月31日までの対象期間を令和2年6月30日まで延長し、受付期間も令和2年9月30日までとすることになりました。

つきましては、各都道府県におかれては、該当する保護者に対して周知されるよう、管下の小学校等（小学校、義務教育学校（小学校課程）、特別支援学校（高校まで）、幼稚園、認定こども園等）及び小学校等の設置者に対して周知するとともに、指定都市及び中核市を除く管内市町村（特別区を含む。）の関係部局に対し幅広く周知いただくようお願いします。

なお、小学校等から子どもの保護者の皆様へ連絡等される場合には、下記HPも併せてご案内いただくなど、可能な範囲で新たな支援の周知にご協力いただくようお願いいたします。

（参考） 厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

【連絡先】

厚生労働省雇用環境・均等局

就業子育て世代支援対策室

電話：03-5253-1111（内7929）